

監査報告書

2026年6月19日

公立大学法人広島市立大学
理事長 前田 香織 様

公立大学法人広島市立大学

監事 大本 和則

監事 高橋 義則

※個人情報のため、印影を削除し、署名は活字に置き換えています。

地方独立行政法人法第13条第4項及び公立大学法人広島市立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第2条並びに地方独立行政法人法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人広島市立大学の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第16期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画に従い、理事長、理事、職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧する等し、事務局等において業務及び財産の状況を調査しました。

また、本法人におけるガバナンス体制や理事長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討しました。

2 監査の結果

- (1) 公立大学法人広島市立大学の業務は、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムの整備及び運用の状況について、特に指摘すべき事項は認められません。
- (3) 役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上